

平成25年度第1回労働問題審議会 議事録

日 時：平成25年7月18日（木）10時～12時10分

会 場：宝塚市役所 3階特別会議室

出席委員：小西会長・小池委員・橘田委員・和田委員・松本委員
西山委員・福田委員・椿野委員・西岡委員

事務局：山本産業文化部長・古家産業振興室長
岡田商工勤労課長・山本係長・武内

オブザーバー：庁内関係課職員

1. 辞令交付

構成区分「関係行政機関の職員」の構成区分の川下委員の後任に、福田恵匡委員（西宮労働基準監督署）が就任。山本産業文化部長から委嘱状を手渡した。

2. 出席委員数報告

定員数14名、出席委員数9名

事務局から、審議会規則第6条の規定により本会議が成立していることを報告した。

3. 署名委員の指名

会長から、議事録の署名委員に、橘田委員と和田委員が指名された。

4. 傍聴の受け入れ

1名の傍聴希望者があり、傍聴を許可した。

5. 議事（結果）

議題（1）平成24年度宝塚市労働施策に係る行動計画の実績について

事務局より、97の労働施策のうち、以下の事業について詳細に説明した。なお、各委員からの意見等は、議題（2）と一括で受けることとした。

P1 高年齢者就業機会の確保

P2 市障害者就業・生活支援センターの充実

P4 私立保育所誘致整備事業、延長保育、病後時保育、地域児童育成会

P5 技能習得、若者しごと相談広場

P6 若者就労支援（職場体験実習）、

P8 出前日本語講座、生活保護受給者等就労支援

P12 企業活動支援

P15 勤労市民センターの運営

議題（２）平成２５～２７年度宝塚市労働施策に係る行動計画について

事務局より、９２の労働施策のうち、以下の事業について詳細に説明した。

- P 2 市障害者就業・生活支援センターの充実、関係機関との連携による雇用機会の提供
- P 4 ファミリーサポートセンター（１指標の訂正：３行目を１行目の上に挿入）、延長保育、病後時保育、地域児童育成会
- P 5 若者しごと相談広場
- P 7 職業相談窓口の連携、生活保護受給者等就労支援
- P 8 母子世帯自立支援プログラム
- P 9 入札契約制度における、雇用・労働者福祉に関する評価手法の検討
- P 10 園芸振興、農業振興施設（西谷夢市場）管理
- P 13 勤労市民センターの運営

各委員からの主な意見は、後記「委員の主な意見とやり取り」のとおり。

議題（３）市立勤労市民センターのあり方について

事務局より、市立勤労市民センターの現状について説明し、市の方針として、平成２７年３月３１日をもって廃止する方向で調整していくことを報告した。

委員からの主な意見は、後記「委員の主な意見とやり取り」のとおり。

議題（４）その他

橘田委員より、「宝塚若者サポートステーション」の概要について、資料に沿って説明された。

《委員の主な意見とやり取り》

議題（１）平成２４年度宝塚市労働施策に係る行動計画の実績について

議題（２）平成２５～２７年度宝塚市労働施策に係る行動計画について

[委員]

２４年度実績のシルバー人材センターの会員数の問題だが、定年が引き上げられたからということより、入会希望者の希望に合致した仕事が少ないということのほうが問題ではないか。民間から受注した仕事は紹介できるものが少ないと理解している。仕事が少ないので、短時間で分割して運営していると聞いた。運営が難しいという構造的な問題があるのではないかと思うが、市はどう考えているか。また、会員登録は、何年かしかできず入れ替わっていくのか。

(事務局)

シルバー人材センターでも新たな受注を受けるため、子育てや高齢者支援の関係に参入し

ている。また、コンプライアンスを遵守する中、受注できる業務が減ってきていることから、新たな受注を検討しているところ。会員の登録期間は、特に制限は設けておらず、ご希望があれば継続していただける。

[委員]

兵庫労働局が大学へ出張し、労働法や法律の講座を行っている。高校生に向けても、就労時に関係する法律を含め、働いた時の権利、義務について間接的な支援、教育をしていくことが重要であり、市レベルでも考えていかないといけない。

労働相談は、市が月1回実施しているが、基本的には西宮の監督署まで行かないといけない。雇用問題は1ヶ月先まで待ってられないので、市内で常設までは行かなくても、すぐに対応できる相談場所を設けられないか。市がコーディネートして、現状にマッチしたニーズに対応できるような相談体制を、監督署と連携して考えていく必要があるのではないか。

(事務局)

市では現在、監督署との連携ができておらず、労働相談は西宮まで行っていただかないといけない。大学生への講義については、授業での位置付けもあるかと思うが、市としては情報を持ち合わせていないのが現状である。

[委員]

この辺りでは武庫川女子大学で毎月、兵庫労働局長が一般の学生向けに講座を行っておられるようだ。

[委員]

厚生労働省で、就職するまでの間に必要な知識を付与するべきだとの議論があり、大学や高校からご要望のあったところに労働局から職員が出向き、必要な説明をしている。局長の大学への出前講座は、昨年度から実施している。ホームページでご案内をして、希望があったところへ伺っているので、計画的にすべての大学に回っているということではない。高校については、実績は非常に少ない。

[委員]

今年度、山本地区に保育所が開設されたということだが、この地域は特に待機児童が多かったと理解して良いのか。次に仁川と売布にも作るということで、その辺りの状況はどうか。保育所を作っても潜在的な待機児童が多く、預けられるのなら働こうというニーズが多い。数的に追いつかないということがあると思うが、潜在的待機児童を考えていかないといけない。市がどう捉えているのか聞きたい。

女性のM字型就労が一般的に言われているが、30歳前後の方が出産時期に退職され、再就職のための保育所入所の相談があるが、現在就労していないことで預けられないから働けないという実態が多くある。そういう方が、相談する場合どこに行けばよいのか。

地域児童育成会についても、定員オーバーしている地域に対して集中的に対応していかねばいけない。切実な問題であるが、市はどう考えているのか。

(保育課)

市内での保育所待機児童は、米谷、中筋地区が一番多く、続いて川面地区。従って、平成26年4月に売布1丁目に整備する保育所は、待機児童が多い地域にマッチする。仁川地域に

新設する保育所は、施設の老朽化、耐震問題等により廃園となる公立の仁川保育所の代替措置として、URの仁川団地開発計画等と合わせて、特養施設との複合施設で私立保育所を整備する予定。実質の定員増については、90人の保育所を廃止するので、50人の定員増となる。

保育所を提供することによって新たな需要が発生することは認識している。市も、整備が追いつかない状況ではあるが、施政方針で、市長が待機児童ゼロを目指すことと謳っていることから、今後とも取り組んで行く。

担当部署が違うが、地域児童育成会についても分かる範囲でお答えする。待機児童が出る学校は、宝塚第一小学校、宝塚小学校、長尾小学校で、児童数が多い学校、保育所の待機児童数が多い地区にある学校である。担当課では、これらの学校の待機児童解消に向けて取り組んでいるところと聞いている。

[会長]

待機児童の解消については、将来にわたる予測をして取り組まないといけない。今、増やしている保育所がいなくなった時、どう転用するのかということも考えないと、後々困るのではないか。見通しを立ててする必要がある。

ワークライフバランスやディーセントワークの、「ワーク」が何かということから、稼ぐだけではなく、NPOやボランティアなど社会的な活動までその一環だという話になると、また違った解釈になる。子育て支援の言い方を変えたら「子育て」支援で、子どもも保護者も同じように成長するという見方で、成長を助ける方法としてどのような環境整備が必要かというところから考える必要がある。

[会長]

若者の定義が市では39歳までとなっているが、厚生労働省では40歳代前半になっている。国に対応して変える必要があるのではないか。

[委員]

一体的実施事業の関係から、出来れば年齢は合わせていただきたい。

[委員]

若者の対象年齢は、労働、雇用のあり方の反映で上がっていると思う。雇用が、正規から非正規に変わってきていることから、仕事にあぶれている層が若い人のみならず、30代40代にまでいっている。今は1千万人以上が非正規労働者になっており、女性の場合は尚更、確率が高い。だから引き上げざるを得ない。

[委員]

転換期がその辺りにあって、それが改善されないまま、毎年積み残し状態になっているので、年齢が上がってきている。今、自治体では15～39歳の流れが残っているので、各自治体間でも乖離が生じている。

[委員]

要は、団塊の世代の年齢が上がっていけば、その世代の捉え方も上がっていくような考え方ではないかと思う。それに対して、いろいろな労働施策がされており、その施策が十分いきわたらないままずっと上がってきているので、それに対応したいということであろう。昔

若者という、捉え方で良いのではないか。

[委員]

基本的にこの社会を支えるのは、生産年齢人口が中心で、その雇用がないというのが大きな問題である。国でも、若者をどのようにしていくかというのが中心的な課題で、特に非正規が重点課題として挙げられている。次に、女性、高齢者、障害者の雇用へ繋げる施策が並ぶ。この会のレベルで非正規雇用をどうしようということは、難しい問題だ。

[会長]

非正規の定義が国でもはっきりしていない。正規でないのが非正規だとされている。一般的に通常の形で働いている人よりも労働時間が短い方や、処遇が良くないという方を非正規としている。我々が考えているのは、ノーマルな形から下に離れている人を引き上げましようということ。

[会長]

今回の計画は前回に比べ、指標をアウトプットからアウトカムへ出来るだけ移行されているということがあり、それは評価できる。3年単位の目標になっているが、結果は1年ごとに見る。そこはクリアしておくほうが良い。あとでどうにでも読めるよということにしないように。

[委員]

外国人労働者が宝塚市にもおられると思うが、24年度の結果では相談がほとんどなかったとある。就労に悩んでいる人が減少していると思われると書いているが、実態とかけ離れているのではないか。外国人の生活や就労の実態をつかんでいるのか。

(事務局)

実態はつかみきれしていない。何も統計がない。市が労働問題として直接、相談等をお聞きする機会がなく、出来る取り組みとして、言語の壁を取り払うことと、法律に詳しい社労士さんに労働問題にお答えをいただこうと事業を立てている。

[委員]

私どもも労働相談をしているが、直接外国人からの相談は受けたことがない。今後、看護師などに外国人を入れていくということなので、就労上のトラブルが出てくるかと思う。それに対して、宝塚市でも考えておかなければならない。

労働局による大学生への講義は、社会に出て行くうえでの後ろ盾にはなろうかと思うが、現実に労働相談を受ける中では、労働法規をあまりにも知らない人が多い。解雇や差別などが実際起きた時に、経営者自身の認識が疎く、労働者に何も知らされず、危機的な状況である。体系的に在学中の教育が必要である。10人以上の企業は監督署へ就業規則を届け出なければならないが、社員へ就業規則を見せないなど、卑劣な企業へ監督署が指導できるのか。

[委員]

労働基準法上は、就業規則の周知義務があるので、周知、作成については指導している。そのような実態は個々のトラブル、相談の中で明らかになっているので、そこで対応してい

る。

出前講座は、厚生労働省から文部科学省に対して、学校教育の段階で必要な知識の習得に配慮いただきたいという通達を出している。十分出来ているかどうかについては、ここ2～3年の取り組みなので、検証には至っていない。

[委員]

今後、監督署と労働相談活動を行っているところが連携していけたらと考えている。

[会長]

雇い側はルールを守らないといけないし、働く側もきちんと知っておかないといけない。働き方に関わらず、パートの人たちにも就業規則などを公開しないといけないということがあるので、いろいろな機会を使って労使ともに周知していく努力が必要である。少しでもそういう方向に進みつつあると考えられるが、それで十分ではなく、今後とも取り組みが必要である。

[委員]

市として、高校へ出前講座の周知をすることはできるのか。

(事務局)

高校は県の管轄であるため、繋ぐ程度であれば可能である。

[委員]

アルバイトも労働者なので、当然高校生が多くなる。最低限の知識を持ってもらうための対応は求められる。

[委員]

前回も申し上げたが、宝塚市民の就業や失業、求職の状況、特に法的には障害者の雇用率などの実態がどうなっているのか。ハローワーク西宮で統括されていて、宝塚市の内訳が分からないというのが、私自身はしっくりこない。このような雇用状態、労働状態にあるから、それに対してうまくアプローチしていく、という意味から必要である。そのデータが何とか分からないのか。数値を行政がきちっと把握されたものに、我々もアイデアが出せるということになると思う。

[会長]

労働局が把握しているデータも100%でなく、非常に限られている。宝塚市労働実態調査のようなもので掴まざるをえないが、これをずっとやるという訳にもいかない。

(事務局)

現在の宝塚市の労働施策は、平成18年度にこの労働問題審議会からいただいた答申が大きな柱になっており、その柱に従って、3年ごとの行動計画を立てている。ほぼ10年経ってくるので、市としては、社会情勢の変化も考慮した新たな施策について、もう一度答申をいただく準備をしたい。労働実態調査も平成21年に実施し、そろそろ5年経つので、来年度にまた新たな調査をして、それも参考資料にしながら、26年度から27年度にかけて新たな答申を行っていただくという考え方でいる。

[会長]

何年か前、ブラジルの方の放火事件があったが、当時、それが労働問題のテリトリーかど

うか、生活まで含めて労働問題が対応するのかという議論があった。

(事務局)

外国人の窓口は、NPO 法人の宝塚市国際交流協会が指定管理者として運営している国際文化センターという所がある。その中で異文化、言語、労働問題の相談をしているが、具体的には年間を見てもほとんど実績がない。

市内には、1社か2社ほど多くの外国人が働いている。掴みにくいというのは、困りごとがあれば、派遣先ではなく派遣元の会社に労働者が相談されるという流れがあるので、なかなかそこから出てこず、分からない部分が多い。昨年度、企業に向けて出前講座や相談をさせてほしいと話をしたが、実態的に受け入れが難しいということがあった。

(事務局)

18年度に答申をいただいて、3年ごとに検証をしながら進めているが、この間、すごく変わってきている。官製ワーキングプアの問題も一昨年クローズアップされ、市の入札制度との関連の中で、この審議会で議論のうえ提言もいただいた。その場その場では対応してきてはいるが、やはり社会構造が変わっていることから、これから先、抜本的に見直すことが必要である。

(事務局)

若者の年齢について、ワークサポート宝塚内の若者相談は39歳までとしているが、実際には、40歳を超えた方にも適宜対応している。厚生労働省で基準が変わってきているので、ハローワーク西宮ともご相談のうえ、出来るだけ早く対応したい。それ以外のご指摘があった件については、今すぐ反映できるものがあれば対応していきたい。

[委員]

高齢者雇用安定法については、団体で研修会をされたとなっているが、同じく今年4月から施行されている有期労働契約に関する労働契約法の改正については、非正規にかかる大きな問題なので、市レベルでも監督署とタイアップして周知することも考えるべき。

[委員]

兵庫労働局の労働基準監督課に、働き方・休み方改善コンサルタントという資格を持った職員を配置しており、労働時間や年次有給休暇などがメインではあるが、いろいろな関係の相談にのれる。法改正があれば説明会を実施しているが、なかなか広まっていない。ホームページ等でも紹介しているが、説明を聞きたいという要望があれば、労働局から講師を派遣して、説明ができる。宝塚市でも要望があれば対応する。

[会長]

このような情報は、どこで配布されているのか。宝塚市の窓口においてもらえば良い。

[委員]

管区内の窓口で配布しているし、労働局のホームページにも掲載している。

議題（３）市立勤労市民センターのあり方について

[委員]

労働組合の事務所が、この４月に勤労市民センターへ移転してきており、会議に貸室を使うので、利用率は上がっている。労働団体に限って、今後は利用率が高まる。日によって差はあると思うが、日常的に使用団体が入っている。耐震性もさることながら利用率の問題を表にして、それがマッチするので潰してしまえという思惑ではないか。利用率が高かったらどうなるのかという一つの疑問が生まれてくる。勤労市民を対象にした施設は、市内を巡っても他にない。宝塚市の人口規模で市民会館も勤労福祉会館もなく、このセンターも潰す方向というのは、私どもの立場からは理解しがたい。施設をリニューアルするために投資してもよいと考えるが、今、地方自治体は箱モノは作らない。市民から、市民会館や勤労福祉会館は必要だという声があれば一応耳を傾けるかもしれないが、市民の要求がないからという理由だけでこんなものはいらないと判断している。それよりも、市民の利益、生活福祉や地域社会の発展は、協働で作っていくという立場から考えれば、そういう施設が必要なのではないかと私どもの立場からは理解する。今回、当然こういう提案をされるとは思っていたが、少なからずてこ入れして、建て直すということも考えて欲しい。

[委員]

定期利用団体とはどういう団体のことを言うのか。

(事務局)

月１回以上定期的に、サークルや会議などで利用されている団体のことをいう。

[委員]

その移転先とはどういうことか。廃止後に使える施設をどこかに求めるということか。

(事務局)

中央公民館やアピアホールの会議室、ピピアめふ・さらら仁川の公益施設など、既存の施設に移転していただく方向で調整したい。

[委員]

中央公民館も移転問題が出ているが、そこの整合性も検討されているのか。

(事務局)

中央公民館の耐震率も耐震診断で低い数値が出ており、移転させるのか、新たに整備するのかは近々方針が決まるので、それも合わせて検討していく。

[委員]

市役所の前に勤労市民センターがあるということが、宝塚市としてすごいと思う。公園を利用する人たちも何かで使えるような形でしていけば、稼働率も上がるのではないか。今、労働問題で悩んでおられる方の相談など、こういうところが一つあるんだというのも必要ではないか。全くなくなって、駐車場にするということか。

(事務局)

先ほど利用率の話があり、確かにこの４月から組合の事務所が入ったことで稼働率は上がっていると思うが、その数値はまた見させていただきたい。それが、上がっていても、老朽

化している建物にかなりの投資をして整備するのが妥当かどうかというと、市としてそれは難しいという判断になった。この施設がなくなった後どうするのか、ということはご議論のうえ、ご意見をいただきたい。

[会長]

コストパフォーマンスがどうなのかというあたりで、潤沢に財源があるならともかく、限られた財源の中で、どうするのが一番トータルの市民の利益になるかということを考えなければならない。市としては、当面、この形で1年かけて考えてみたい、場合によったら、1年の間に違ったご意見が出てくるかもしれないということで良いか。

(事務局)

将来的な市の状況を考えていくと、人口減少社会になってくる。過去に造った公共施設は当然、年数が経てば老朽化してくるし、それだけの改修費用がかかってくるという状況の中で、全体的に見たときに公共施設の統廃合はやむを得ない。この施設は、耐震化率が低いということと、利用率が低い。説明では20%前後となっているが、当初の利用率は10%台で、ここ1～2年の間でかなり指定管理者に努力していただいた。この施設は市の公共施設の中でも最低の利用率で、市内でも10%台の施設を置いていていいのかという議論もあった。そこを十分考えた結果、この1年で指定管理者が運営をしながら、みなさんのご理解をいただくよう努力したい。

[委員]

中長期的な中で、市全体の政策的な方向付けの中でこの施設をどうするのか、これだけ単独でという考え方は当然していないと思うが、市の財政も限定されており、少子化が進む中でどうしていくかということを中心公民館との絡みや、全体的な施設のあり方も含めて、早いうちに示して欲しい。

(事務局)

勤労市民センターについては、この審議会でも引き続きご議論をいただきたいと考えている。各市でも勤労、労働の名前を付した施設のあり方に関しては、当市でいう労働問題審議会でご議論いただいている。

[委員]

次回、論議できる素材を提示して欲しい。

以上